

問5 国内優先権主張を伴う特許出願（特・実）

国内優先権主張を伴う特許出願について留意すべきことは。

答： 国内優先権主張を伴う特許出願を行う場合の留意点を以下のとおりまとめました。

（優先権主張の旨を願書に書く場合の例）

【書類名】 特許願

【整理番号】 P 2 0 1 3 - 0 2

【提出日】 令和〇〇年〇月〇日

【あて先】 特許庁長官殿

【国際特許分類】 H 0 1 L 2 1 / 3 0
G 0 3 F 1 / 1 6

【発明者】

【住所又は居所】 北海道札幌市北区北7条西2-8

【氏名】 札幌 太郎

【特許出願人】

【識別番号】 0 1 2 3 4 5 6 7 8

【住所又は居所】 宮城県仙台市青葉区本町3-3

【氏名又は名称】 東北特許株式会社

【代理人】

【識別番号】 1 0 1 2 3 4 5 6 7

【住所又は居所】 広島県広島市中区八丁堀6-30

【弁理士】

【氏名又は名称】 広島 史郎

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】 特願20〇〇-〇〇〇〇〇

【出願日】 令和〇〇年〇月〇日

【手数料の表示】

【予納台帳番号】 0 1 2 3 4 5

【納付金額】 1 4 0 0 0

【提出物件の目録】

【物件名】 特許請求の範囲 1

【物件名】 明細書 1

【物件名】 図面 1

【物件名】 要約書 1

【包括委任状番号】 0 1 2 3 4 5 6

優先権主張を伴う出願ができる期間は、先の出願日から1年以内（先の出願が複数
のときは、最先の出願日から1年以内）で
す。ただし、優先期間内に
出願できなかったことについて故意によるものではない場合
であって、先の出願の日から1年2月以内にその出願をした時には、優先権の主張を
することができます。

【特許出願人】は、先の出願の出願人と一致していなければなりません。

特許法第41条1項の規定による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは（すなわち、国内優先権の主張を願書に記載するときは）、【先の出願に基づく優先権主張】の欄を設け、【出願番号】及び【出願日】を記載します。また、複数の出願を基礎とする場合は、【先の出願に基づく優先権主張】の欄を繰り返し設けて記載します。

また、特許法第41条1項の規定による優先権を主張しようとする旨等を「優先権主張書」に記載して提出するときは、最先の優先日から1年4月が満了する日又は優先権主張を伴う出願の日から4月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間（出願審査の請求又は出願公開の請求があった後の期間を除く。）に提出します。

委任による代理人手続の場合は、特別の授權を得なければ国内優先権の主張及びその取下げをすることができません。

したがって、先の出願について代理権を証明する書面を提出していない場合は、これを提出する必要があります。

新規性喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合において、先の出願について提出した証明書に変更を要しない場合は、願書に次のような記載をして提出を省略することができます。

【物件名】 発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書 1
【援用の表示】 変更を要しないため省略する。

個別委任状の参考文例

委任状

令和〇〇年〇月〇日

私は、識別番号101234567(弁理士)広島史郎氏を以て代理人として下記事項を委任します。

記

1. 特許出願に関する手続(特願20△△-△△△△△△)
1. 上記出願、及び特願20〇〇-〇〇〇〇〇〇に基づく特許法第41条第1項又は実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張及び取り下げ
1. ……
.
.

住所(居所) 宮城県仙台市青葉区本町3-3

氏名(名称) 東北特許株式会社

代表者 伊達 花子

後の出願に関する委任状

先の出願の番号を特定し記載します

国内優先権主張に関する
特別授權の文言の記載例

委任状

令和〇〇年〇月〇日

私は、識別番号101234567(弁理士)広島史郎氏を以て代理人として下記事項を委任します。

記

1. 特許出願に関する手続(特願2000-000000)
1. 上記出願に基づく特許法第41条第1項又は実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張及び取り下げ
1. ……
 - ・
 - ・

住所(居所) 宮城県仙台市青葉区本町3-3
氏名(名称) 東北特許株式会社
代表者 伊達 花子

(参考)

先の出願に提出の委任状

この場合、後の出願時には、委任状を提出する必要はありません

国内優先権主張に関する
特別授權の文言の記載例